

第7回八街市農業委員会総会

平成30年7月5日

八街市農業委員会

平成30年第7回農業委員会総会

平成30年7月5日午後3時00分 八街市農業委員会総会を
八街市役所議場に招集し、内容は次のとおりである。

1. 出席者

<農業委員>

- | | | |
|----------|----------|-----------|
| 1. 円城寺伸夫 | 5. 山本元一 | 9. 藤崎 忠 |
| 2. 貫井正美 | 6. 林 和弘 | 10. 石井とよ子 |
| 3. 中村勝行 | 7. 佐伯みつ子 | 11. 岩品要助 |
| 4. 長野猛志 | 8. 山本重文 | |

<農地利用最適化推進委員>

- | | | |
|----------|----------|-----------|
| 1. 青木新一 | 7. 武田幸夫 | 13. 古市正繁 |
| 2. 鵜之澤一行 | 8. 三須 浩 | 14. 鵜澤良一 |
| 3. 井口泰友 | 9. 宮澤貞雄 | 15. 高橋 猛 |
| 4. 保谷研一 | 10. 京増恒雄 | 16. 中嶋洋一郎 |
| 5. 内藤富夫 | 11. 小川正夫 | 17. 山本朝光 |
| 6. 西山善治 | 12. 實川彰一 | 18. 山本 健 |

2. 欠席者

なし

3. 事務局

事務局長	梅澤孝行	主 査	齋藤康博
主 査	宮内清志	主 事 補	西田愛恵

4. 議決事項

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について
- 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第5号 農用地利用集積計画（案）の承認について
- 議案第6号 農用地利用配分計画（案）の承認について

5. その他

- 報告第1号 農地法施行規則第29条第1号の規定による農地転用の届出について

報告第 2 号 農用地利用集積計画の中途解約に係る通知について

報告第 3 号 特定農地貸付規程の一部変更（軽微変更）の届出について

○梅澤事務局長

開会を宣す。(午後3時02分)

○岩品会長

平成30年第7回総会にあたり、一言ご挨拶申し上げます。

本日は、大変お忙しい中、委員全員の出席をいただきまして、ありがとうございます。せっかく、梅雨に入ったかと思いましたが、あっという間に梅雨も終わり、梅雨明け宣言が発表されました。その後、連日猛暑が続いていましたが、このところ、昨日、今日と、またほんの少し涼しくなり、雨も降るような予定でございます。ほっとしているところでございます。また、今月7月は各委員になられましてちょうど丸1年となりました。推進委員の皆様方には、担当区域によっては毎月調査案件が数多く受け持つようなことになる人も多いかと思えます。そういう傾向は今後も続いていくと思いますが、また今後ともひとつご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

さて、今月の案件は、農地法第3条、4条、5条、本体で19件、農用地利用集積計画21件及び農用地利用配分計画4件が提出されております。慎重審議のほどお願いして、挨拶にかえさせていただきます。

ただいまの出席農業委員は11名です。委員定数の半数以上に達していますので、この総会は成立いたしました。また、農地利用最適化推進委員の出席は18名でありましたので、報告します。

それでは、日程に従いまして会務報告をお願いします。

○梅澤事務局長

それでは、会務報告をいたします。

6月11日月曜日、午後1時半より、転用事実確認現地調査を調査委員会調査班第3班、山本重文委員、円城寺委員、中村委員で実施いたしました。

6月12日火曜日、午後1時半より、千葉県農業会議常設審議委員会現地調査が八街市役所第1会議室及び住野地区での現地調査が実施され、岩品会長、貫井委員、推進委員の宮澤委員に出席いただきました。

6月20日水曜日、午後1時半より、転用事実確認現地調査を調査委員会調査班第1班、長野委員、山本元一委員、藤崎委員で実施いたしました。

6月26日火曜日、午後1時半より、農業経営基盤強化促進協議会が第4会議室で開催され、岩品会長に出席いただきました。

6月29日金曜日、午前10時半より、千葉県農業会議通常総会が、また、午後1時より、市町村農業委員会会長事務局長会議が千葉市プラザ菜の花で開催され、岩品会長に出席いただきました。

また、同日でございますが、午後1時半より、転用事実確認現地調査を調査委員会調査班第3班、山本重文委員、円城寺委員、中村委員で実施いたしました。

7月2日月曜日、午後1時半より、農振除外案件現地調査が行われ、岩品会長に出席いただ

きました。

次でございます。次に、先月の総会におきまして質問のありました事項につきまして、齋藤主査から説明いたします。

○齋藤主査

それでは、ご報告いたします。

前回、6月4日に開催した総会においてご質問のありました議案第7号、農地利用配分計画案の承認について、番号2、所在、東吉田字芝山、地目、畑、面積1,937平方メートルほか1筆について、1筆ごとに使用貸借、賃借権となっている理由について確認したところ、本案件は、所有者が異なる農地を農地中間管理機構が一体で権利者へ貸す計画となっております。賃借権の設定については、所有者より固定資産税相当額の賃借料として求められたことからとなっております。

以上でございます。

○岩品会長

次に、議事録署名人の選任については議長から指名することでご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○岩品会長

ご異議がなければ、こちらから指名します。今月は議席番号5番、山本元一委員、6番、林委員にお願いします。

議事に入ります。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局、説明願います。

○齋藤主査

それでは、ご説明いたします。

議案書3ページをごらんください。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

番号1、区分、売買、所在、八街字西木土、地目、畑、面積2,241平方メートルほか1筆、計2筆の合計面積4,320平方メートル。権利者事由、農業経営の規模を拡大したい。義務者事由、高齢のため経営規模を縮小したい。

番号2、区分、売買、所在、八街字東駒袋、地目、畑、面積2,346平方メートルほか1筆、計2筆の合計面積2,404平方メートル。権利者事由、農業経営の規模を拡大したい。義務者事由、相続で農地を取得したが、農業をしていないため売却したい。

番号3、区分、贈与、所在、小谷流字牛ヶ池尻、地目、畑、面積5,985平方メートル。権利者事由、農業後継者として親からの農地の権利を譲り受けたい。義務者事由、農業後継者である息子に農地の権利を譲り渡したい。

番号4、区分、贈与、所在、沖字中沖、地目、畑、面積1,021平方メートルほか2筆、計3筆の合計面積4,299平方メートル。権利者事由、農業後継者として親から農地の権利

を譲り受けたい。義務者事由、農業後継者である息子に農地の権利を譲り渡したい。

以上でございます。

○岩品会長

議案の説明が終わりましたので、担当委員の調査報告をお願いします。

最初に、議案第1号1番について、武田委員に調査報告をお願いします。

○武田委員

議案第1号1番、農地法第3条申請に係る調査結果について報告します。

当該申請は平成28年に農地法第3条で許可を受け、権利者、義務者間で賃貸借されている農地の所有権を移転するための申請であります。

まず、申請地について、位置は八街市役所より西方向に約5キロメートルに位置しており、境界は茶の木、ポール及び杭で画定しており、隣接の土地所有者も同意しております。現況は既に作付けされていて耕作している状況で、進入路は赤道により確保されています。

次に、農地法第3条第2項の不許可基準に適合するか否かについて報告します。権利者の所有している主な農機具はトラクター1台、耕運機1台です。労働力は権利者と妻の2名で、年間農作業従事日数は、権利者が350日、妻が340日です。また、技術力があり、面積要件についても下限面積の50アールを満たしております。現在所有する農地は全て効率的に耕作しており、過去3年間において農業経営規模等を縮小させる行為を行った事実はありません。また、周辺地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保についても支障はありません。その他、参考となる事項として、営農計画は現在と同じく苺、インゲン、白菜を予定しており、通作距離は自宅から約4キロメートル、車で約8分であります。

以上の内容から、権利者及び世帯員等が権利取得後において耕作に必要な農作業に常時従事し、申請地を含めた全ての農地について効率的に利用すると認められ、農地法第3条第2項各号の不許可基準に該当しないことから、本案件は何ら問題はないと思われま

す。以上で調査報告を終わります。

○岩品会長

次に、議案第1号2番について、西山委員、調査報告をお願いします。

○西山委員

議案第1号2番、農地法第3条の申請に係る調査結果について報告します。

当該申請は農業経営の規模拡大をするための申請であります。申請地について、位置は八街市役所より南西方向に約3.4キロメートルに位置しています。境界は、周囲が道路と畑になっており、各角地には境界用の杭が入っており、隣接所有者と同意しております。現況は緑肥作物としてのエン麦が作付けされていましたが、先日、つき込みを完了したところです。進入路は八街市道に面していて確保されております。

次に、農地法第3条第2項の不許可基準に該当するか否かについて、報告します。権利者の保有している主な農機具はトラクター2台、耕運機1台、田植え機1台、軽トラック1台です。労働力は権利者、子の2名で、年間農作業従事日数は権利者が300日、子が150日です。

また、技術力はあり、面積要件についても下限面積の50アールを満たしております。現在所有する農地は全て効率的に耕作しており、過去3年間において農業経営規模を縮小させる行為を行った事実はありません。また、周辺地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保についても支障はありません。その他、参考となる事項として申し上げます。営農計画は馬鈴薯、ニンジンを用意しており、通作距離は自宅から約0.2キロメートル、徒歩で約3分です。申請地隣接農地は権利者所有地であり、今後、一体で農地を利用する計画となっております。

以上の内容から、権利者及び世帯員等が権利取得後において耕作に必要な農作業に常時従事し、申請地を含め全ての農地について効率的に利用すると認められ、農地法第3条2項各号の不許可基準には該当しないことから、本案件は何ら問題はないものと思われま

す。以上で調査報告を終わります。

○岩品会長

次に、議案第1号3番について、中嶋委員、調査報告をお願いします。

○中嶋委員

議案第1号3番、農地法第3条申請に係る調査結果について、報告いたします。

当該申請は、農業次世代人材投資事業要領に基づき、既に基盤強化促進法にて使用貸借を結んでいる農地の所有権を後継者へ譲り渡すというものであります。

初めに、申請地についてですが、位置は八街駅から南西方向約5キロメートル、川上地区小谷流に所在します。境界は隣接地と明確に区分されておりました。現況は畑として耕作されていまして、現在、里芋が作付けされております。進入路は自宅進入路を兼ねて確保されております。

次に、農地法第3条2項の不許可基準に該当するか否かについて報告いたします。

権利者及び世帯員の保有している主な農機具ですが、トラクター3台、耕転機2台、掘り取り機2台、2トントラック2台などがございます。労働力は権利者、妻、父、母の4名でございます。年間の農作業従事日数は権利者が300日、妻が15日、父が300日、母が300日です。また、技術力があり、面積要件についても、今回の申請は59アールでございますので、下限面積の50アールを満たしております。現在保有する農地は全て効率的に耕作されております。過去3年間において農業経営規模等を縮小させる行為を行った事実はありません。また、周辺地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保についても支障はありません。その他、参考となる事項でございます。営農計画は早生の里芋とニンジンを予定しております。通作距離は自宅から隣接のため、問題はございません。

以上の内容から、権利者及び世帯員等が権利取得後において耕作に必要な農作業に常時従事し、申請地を含めた全ての農地について効率的に利用すると認められます。したがって、農地法第3条2項の各号の不許可基準に該当しないことから、本案件は何ら問題はないと思われま

す。以上で報告を終わります。

○岩品会長

次に、議案第1号4番について、鶴澤委員、調査報告をお願いします。

○鶴澤委員

それでは、議案第1号4番、農地法第3条申請に係る調査結果について、報告いたします。

当該申請は、新規就農・経営継承総合支援事業実施要項の規定に基づき、母所有の農地の権利を移転するための申請であります。申請地については、市役所より南へ約10キロメートル、進入路は八街市道に面しております。また、境界は杭が打たれており、現況はきれいに整地されております。

次に、農地法第3条第2項の不許可基準に該当するか否かについて、報告いたします。

権利者の所有している主な農機具はトラクター4台、軽トラック2台、耕運機1台です。労働力は権利者、妻、母の3名で、年間の農作業従事日数は、権利者が340日、妻が300日、母が320日です。また、技術力があり、面積要件については下限面積の50アールを満たしております。現在所有する農地は全て効率的に耕作しており、過去3年間において農業経営規模等を縮小させる行為を行った事実はありません。また、周辺地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保についても支障はありません。その他、参考となる事項として、営農計画は落花生、ニンジン、生姜、里芋を予定しており、通作距離は自宅から約100メートル、徒歩で1分であります。

以上の内容から、権利者及び世帯員等が権利取得後において耕作に必要な農作業に常時従事し、申請地を含めた全ての農地について効率的に利用すると認められ、農地法第3条第2項の各号の不許可基準には該当しないことから、本案件は何ら問題はないと思われま

す。以上で調査報告を終わります。

○岩品会長

担当委員の調査報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○岩品会長

質疑がなければ、質疑を打ち切り、採決します。

最初に、議案第1号1番について、許可することに賛成の委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員ですので、1番については許可することに決定します。

次に、議案第1号2番について、許可することに賛成の委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員ですので、2番については許可することに決定します。

次に、議案第1号3番について、許可することに賛成の委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員ですので、3番については許可することに決定します。

次に、議案第1号4番について、許可することに賛成の委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員でありますので、4番については許可することに決定します。

次に、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局、説明願います。

○宮内主査

では、議案書4ページをごらんください。議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

番号1、所在、八街字笹引地先、地目、畑、面積257平方メートルです。転用目的は専用住宅用地です。転用事由は、現在居住している住居が老朽化しているため、当該申請地に住宅を建築し、移り住むものです。農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等の理由から、第2種農地と判断されます。

以上です。

○岩品会長

議案の説明が終わりましたので、担当委員の調査報告をお願いします。

議案第2号1番について、保谷委員、調査報告をお願いします。

○保谷委員

議案第2号1番について、調査報告を申し上げます。

まず、立地基準ですが、申請地は八街駅より南に約3、5キロメートルに位置し、八街市道に面しており、進入路は確保されております。農地区分としては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地ですので、事務指針の29ページ、⑤の(b)に該当するため、第2種農地として判断いたしました。

次に、一般基準ですが、本申請は専用住宅用地ということですが、申請面積は257平方メートルであり、建築面積との関係においても面積妥当だと思われまます。資金の確保につきましては自己資金にて賄う計画となっております。申請地には、小作人等権利移転に対して支障となるものはありません。

次に、周辺農地の営農条件への支障について。隣接地に対する被害防除計画は、周囲は自己所有の農地であり、平屋建て専用住宅なので、周辺農地の用水、日照、通風、土砂流出のおそれはないものと思われまます。また、申請地は土地改良受益地ではありません。なお、現在の住居、倉庫等が農地法に基づく手続を経ずしてしまったことから、新居ができ次第整地をし、畑に戻すとのこととす。

これらのことから、立地基準、一般基準ともに、本案件は何ら問題ないものと思われまます。

以上で調査報告を終わります。

○岩品会長

担当委員の調査報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○岩品会長

質疑がなければ、質疑を打ち切り、採決します。

議案第2号1番について、許可相当で決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員ですので、1番については許可相当で決定します。

次に、議案第3号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請についてを議題とします。

事務局、説明願います。

○宮内主査

5ページをごらんください。議案第3号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について、ご説明いたします。

番号1、所在、八街字桃園地先、地目、畑、面積330平方メートルです。当初計画の目的は専用住宅一棟用地です。継承者の目的は資材置場用地です。計画変更の事由は、当初事業者が事情により道路部分のみを転用し、住宅の建築を取りやめ、新たに土木建築業を営む継承者が、既存した資材置場が手狭なことから当該申請地を資材置場として整備し、業務の効率化を図ろうとするものです。農地の区分は、第二種中高層住居専用地域にある農地であり、第3種農地と判断されます。なお、本件は議案第4号8番に関連しております。

番号2、所在、滝台字丹尾台地先、地目、畑、面積1,313平方メートルのうち400平方メートルです。目的は農家分家住宅用地です。計画変更の事由は、当初計画していた建物の配置では農耕車両等の進入の際に安全性が確保できないため、建物の配置を変更したいというものです。農地の区分は、農用地域内にある広がりのある農地であることから、第1種農地と判断されます。

以上です。

○岩品会長

議案の説明が終わりましたが、議案第3号1番については議案第4号8番に関連していますので、後ほど議案第4号で担当区域の青木委員に調査報告をお願いします。

議案第3号2番について、小川委員、調査報告をお願いします。

○小川委員

では、議案第3号2番、農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について、説明させていただきます。

この案件は、昨年12月1日の総会で皆様にご説明をし、12月26日付で知事許可を受けた案件でございます。先ほど主査から説明がありましたとおり、この計画の中で、建物の配

置、特に子どもさんがまだ小さいので、車の出入り等は、奥の方の計画ですと、当初計画では非常に危ないということで、駐車場、倉庫等を前の方に、入り口の正面に持ってきて安全性を図りたいということで、特に問題になる案件ではございません。位置的には、二州小学校から四木に向かう道路の小学校から約500メートル、県道、そして、それに接続する市道、市道入ってすぐの場所に当たります。第1種農地ではありますけれども、1種農地のごく外れ、工場及び住宅に囲まれたような第1種農地ということで、農家分家住宅ということで、計画変更にもうるさいということで、この変更を届けて承認を得たいということでございます。一般基準、その他問題になるようなものはございません。

以上、説明を終わらせていただきます。

○岩品会長

担当委員の調査報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

(「質疑なし」の声あり)

○岩品会長

質疑がなければ、質疑を打ち切り、採決します。

議案第3号2番について、許可相当で決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員ですので、2番については許可相当で決定します。

次に、議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局、説明願います。

○宮内主査

6ページをごらんください。議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

番号1と番号2は同一状況のため、一括してご説明いたします。

番号1、所在、八街字榎台地先、地目、畑、面積642平方メートルのうち0.34平方メートルです。

番号2、所在、地目同じく、面積607平方メートルのうち0.343平方メートルほか1筆の一部、計2筆の合計面積1,175平方メートルのうち0.69平方メートルです。区分は一時転用です。転用目的は営農型太陽光発電設備用地の継続申請です。転用事由は、引き続き農地の借受者が耕作を継続しながら、上部に地上権を設定して、使用貸借により営農型太陽光発電事業を行い、安定した収入を得るために継続の申請をするものです。農地の区分は、農用地域内にある広がりのある農地であることから、第1種農地と判断されます。

次に、番号3、番号4、番号5も同一状況のため、一括してご説明いたします。

番号3、所在、八街字榎台地先、地目、畑、面積442平方メートルのうち0.28平方メートルほか2筆の一部、計3筆の合計面積1,254平方メートルのうち0.70平方メートルです。番号4、所在、地目、同じく、面積504平方メートルのうち0.33平方メートル

です。番号5、所在、地目、同じく、面積491平方メートルのうち0.33平方メートルです。いずれも区分は一時転用です。転用目的は営農型太陽光発電設備用地の継続申請です。転用事由は、引き続き農地の借受者が耕作を継続しながら、上部に地上権を設定して、使用貸借により営農型太陽光発電事業を行い、安定した収入を得るために継続の申請をするものです。農地の区分は、農業振興地域整備計画において定められた農用地区域内にある農地に該当いたします。

番号6、所在、文違字文違野地先、地目、山林、現況、畑、面積1,813平方メートルです。区分は賃貸借です。転用目的は太陽光発電施設用地です。転用事由は、当該申請地に太陽光発電施設を設置し、安全な自然エネルギーを利用した太陽光発電事業により安定した収入を得るといふものです。農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等の理由から、第2種農地と判断されます。

番号7、所在、八街字九十九路地先、地目、畑、面積113平方メートルです。区分は贈与です。転用目的は宅地拡張用地です。転用事由は、当該申請地の隣接地に居住している権利者が宅地が狭く不便が生じていることから、当該申請地を宅地として拡張するものです。農地の区分は、第二種中高層住居専用地域にある農地であり、第3種農地と判断されます。

番号8につきましては、関連する議案第3号1番で説明したとおりですので、省略いたします。

番号9、所在、八街字桃園地先、地目、畑、面積59平方メートルほか1筆、計2筆の合計面積153平方メートルです。区分は売買です。転用目的は宅地分譲用地です。転用事由は、不動産業を営む権利者が宅地（9区画）の造成と販売をするものです。農地の区分は、第二種中高層住居専用地域にある農地であり、第3種農地と判断されます。なお、本件は1,000平方メートル以上の土地に対する建築行為となります。これは、開発行為に該当し、都市計画法との調整が必要となりますので、その旨を意見に付すことが妥当と思われます。

番号10、所在、八街字三角地先、地目、畑、面積201平方メートルほか5筆、計6筆の合計面積994.53平方メートルです。区分は売買です。転用目的は宅地分譲用地です。転用事由は、不動産業を営む権利者が宅地（3区画）の造成と販売をするものです。農地の区分は、第二種中高層住居専用地域にある農地でありますので、第3種農地と判断されます。

番号11、所在、八街字北四番地先、地目、畑、面積198平方メートルほか2筆、計3筆の合計面積661.54平方メートルです。区分は売買です。転用目的は宅地分譲住宅用地です。転用事由は、不動産業を営む権利者が宅地（3区画）の造成と販売をするものです。農地の区分は、第一種住居地域にある農地であり、第3種農地と判断されます。

番号12、所在、八街字北四番地先、地目、畑、面積899平方メートルのうち661.38平方メートルです。区分は売買です。転用目的は宅地分譲住宅用地です。転用事由は、不動産業を営む権利者が宅地（3区画）の造成と販売をするものです。農地の区分は、第一種住居地域にある農地であり、第3種農地と判断されます。

番号13、所在、八街字北四番地先、地目、畑、面積899平方メートルのうち237.9

9平方メートルです。区分は売買です。転用目的は貸し駐車場用地です。転用事由は、近隣で宅地分譲事業を実施する権利者が、宅地購入者より駐車場用の要望が多いため、当該申請地を駐車場として整備し貸し付けるものです。農地の区分は、第一種住居地域にある農地であり、第3種農地と判断されます。

番号14、所在、八街字中土手地先、地目、畑、面積495平方メートルです。区分は使用貸借です。転用目的は専用住宅用地です。転用事由は、現在、単身赴任で賃貸マンションに居住する権利者が、親戚の所有する当該申請地に住宅を建築し、家族とともに移り住むものです。農地の区分は、農用地域内にある広がりのある農地であることから、第1種農地と判断されま

す。

以上です。

○岩品会長

議案の説明が終わりましたので、担当委員の調査報告をお願いします。

最初に、議案第4号1番から5番について、宮澤委員、調査報告をお願いします。

○宮澤委員

それでは、議案第4号1番から5番については同一状況のため、一括して調査報告を申し上げます。

まず、立地基準ですが、申請地は八街北中学校から南へ約200メートルに位置し、道路に面しており、進入路は確保されております。農地性としては、農業振興地域整備計画により定められた農用地に該当します。しかし、申請は営農型太陽光発電設備ということで、耕作が継続され地中部分の一時転用であることから、議案第4号1番、2番は事務指針26ページ、②の㉔に該当するため、第1種農地と判断、第1種農地の場合の事務指針30ページ、②の㉔による例外に該当いたします。また、3、4、5番は農振農用地の場合の事務指針30ページ、①の㉔による例外に該当いたします。

次に、一般基準ですが、当申請は平成27年8月12日付の許可を継続するものです。営農計画ですが、農作物は引き続きダイカンドラで、雑草除けのグランドカバーの用途として販売し、以前と同様に耕作者の関係会社からの取引先であり、営農の実績についても認められます。権利者と義務者と耕作者が異なることから、再度念書によりお互いの責任について確約をされております。

以上の調査結果から、本案件は営農型太陽光発電事業であり、耕作が継続されながら行う事業でありますので、本件は何ら問題ないと思われま

す。

以上で報告を終わります。

○岩品会長

次に、議案第4号6番について、京増委員、調査報告をお願いします。

○京増委員

議案第4号6番について、調査報告申し上げます。

まず、立地基準ですが、申請地は八街駅より北に約2.2キロメートルに位置しており、八

街市道に面しており、進入路は確保されております。農地区分としては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地ですので、事務指針29ページ、⑤、(b)に該当するため、第2種農地として判断いたしました。

次に、一般基準ですが、本申請は太陽光発電施設用地ということですが、申請面積1,813平方メートルであり、太陽光パネル266枚、それを支える杭96本、その他ツールなどを考え、面積妥当と判断いたしました。資金の確保につきましては自己資金及び借入金にて賄う計画となっております。申請地には小作人等権利移転に対して支障となるものはありません。

次に、周辺農地の営農条件への支障についてですが、埋め立てや整地などは行わず、現状のまま設置する計画であり、周囲に隣接した農地もありませんので、支障はないものと判断いたしました。また、申請地は土地改良受益地ではありません。防災面ですが、外周にフェンスを設置し、不用意な進入を防ぎ、安全を確保する計画となっております。権利者は、高齢化に伴った作付面積減少に将来的な土地の有効活用を考え太陽光発電を希望した理由もあり、あわせて、許可後速やかに事業を行うものと判断いたしました。

これらのことから、立地基準、一般基準ともに、本案件は問題ないものと思われま

す。以上で調査報告を終わります。

○岩品会長

次に、議案第4号7番から10番及び関連します議案第3号1番について、青木委員、調査報告をお願いします。

○青木委員

議案第4号7番の調査報告をいたします。

まず、立地基準ですが、市役所より北東方向へ約500メートルに位置し、八街市道に面しており、進入路は確保されております。農地区分としては、事務指針28ページ、④の⑥の(ウ)に該当するため、第3種農地と判断いたしました。

次に、一般基準ですが、現在、宅地が狭く不便が生じているため、移住している隣接地を宅地として拡張したいので申請したい。申請面積は113平方メートルです。贈与に伴う所有権の移転です。申請地には小作人等、権利移転に対して支障となるものはありません。隣接農地耕作者に内容を説明して、了解をしているとのこと。また、申請地については始末書の提出がありましたことをご報告申し上げます。

これらのことから、立地基準、一般基準ともに、本案件は何ら問題ないと思われま

す。以上、調査報告を終わります。

続きまして、議案第3号1番の計画変更と関連案件ですので、議案第4号8番について調査報告申し上げます。

まず、立地基準ですが、申請地は市役所より北へ約400メートルに位置し、八街市道に面しており、進入路は確保されております。農地区分としては、事務指針28ページ、④の⑥の(ウ)に該当するため、第3種農地と判断いたしました。

次に、一般基準ですが、申請地を資材置場用地として変更したいとのこと。申請地は事

務所に近く、広い道路に面しており、利便性がよいので申請地を取得したいとのことです。申請面積は320平方メートルで、現地盤を利用するため、外部からの土砂等の搬入はありません。用水もなし、雨水は自然浸透、汚水、雑排水はなし。境はブロック積みになっており、周辺農地には支障はないと思われます。資金は自己資金で賄うとのことです。

これらのことから、立地基準、一般基準ともに、本案件は問題ないと思われます。

以上、調査報告を終わります。

続きまして、議案第4号9番について、調査報告を申し上げます。

まず、立地基準ですが、申請地は市役所より西へ約500メートルに位置し、八街市道に面しており、進入路は確保されております。農地区分としては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地です。事務指針の28ページ、④の⑥の（ウ）に該当するため、第3種農地と判断いたしました。

次に、一般基準ですが、申請地に宅地分譲（9区画）用地としてということで、申請面積は153平方メートルとその他2、102平方メートルで、合計2、255平方メートルですので、本案件は1、000平方メートル以上の土地ですので開発行為に該当するので、都市計画法との調整を要する意見を付すことが妥当と考えます。資金については自己資金で賄うとの計画になっております。申請地近隣に宅地の需要が多く、土地代が安価で閑静な住宅地であり、宅地分譲に適しているとのことで、申請地には小作人等、権利移転に対して支障となるものはありません。

次に、周辺農地への影響ですが、義務者所有のため、営農条件に支障となることはないです。用水は市営水道、雨水は浸透システムです。汚水、雑排水は公共下水道に接続するとのことです。周囲はブロック積みで土留めし、法面の部分につきましては傾斜30度以内に施工するため、土砂等の流出はありません。

これらのことから、立地基準、一般基準ともに、本案件は問題ないと思われます。

以上、調査報告を終わります。

議案第4号10番について、調査報告申し上げます。

まず、立地基準ですが、申請地は市役所より西へ約1キロメートルに位置し、既存指定道路に接しており、進入路は確保されております。農地区分としては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地です。事務指針の28ページ、④の⑥の（ウ）に該当するため、第3種農地と判断いたしました。

次に、一般基準ですが、宅地分譲（3区画）用地ということです。申請面積は994.53平方メートルであり、面積は妥当と思われます。申請地を表土60から70センチメートル切り取り堆積し、再生碎石を敷き積み、その後、表土を埋め戻し、整地工事を行うとのことです。資金につきましては自己資金にて賄う計画となっております。申請地には小作人等、権利移転に対して支障となるものはありません。

次に、周辺農地への営農条件の支障もないものと思われます。用水はなし、雨水は敷地内自然浸透をさせるとのことです。敷地周辺には既存の設備でRC擁壁コンクリート組立土留めで

囲い、雨水、土砂等の流出はありません。

これらのことから、立地基準、一般基準ともに、本案件は何ら問題ないものと思われま

す。以上、調査報告を終わります。

○岩品会長

次に、議案第4号11番から13番について、井口委員、調査報告をお願いします。

○井口委員

議案第4号11番から13番は関連しているため、一括して調査報告を申し上げます。

まず、立地基準ですが、申請地はJR八街駅より南西方向に約500メートルに位置し、八街市道に面しており、進入路は確保されております。農地区分としては、事務指針28ページ、④の⑥の(ウ)に該当するため、第3種農地と判断いたしました。

次に、一般基準ですが、本申請11番、12番は宅地分譲用地、面積はそれぞれ661.54平方メートル、661.38平方メートルであり、13番については貸し駐車場用地610.15平方メートルであることから、分譲区画数との関係においても面積妥当と思われま

す。資金の確保につきましては、全て自己資金にて賄う計画となっております。申請地には小作人等、権利移転に対して支障となるものはありません。

次に、周辺農地の営農条件への支障についてですが、隣接地に農地はありません。また、現地盤で利用するため土砂の搬入、流出等の可能性はなく、用水は市営水道、雨水は自然浸透、汚水、雑排水は公共の下水道の利用となっております。周囲への影響はないものと思われま

す。以上で調査報告を終わります。

○岩品会長

次に、議案第4号14番について、武田委員、調査報告をお願いします。

○武田委員

議案第4号14番、農地法第5条の使用貸借に係る申請について、調査報告を申し上げます。

まず、立地基準ですが、申請地は八街市役所より西方向に約3キロメートルに位置し、八街市道に面しており、進入路は確保されています。農地区分としては、良好な営農条件を備えている農地で集团的に存在している農地ですので、事務指針26ページ、②の⑥に該当するため、第1種農地と判断し、事務指針31ページ、②の⑥のエによる例外と判断いたしました。

次に、一般基準ですが、本申請は専用住宅用地ということですが、申請面積は通路用地を含め495平方メートルであり、建築面積との関係においても面積妥当と思われま

備、施設はなく、日照や通風の影響はありません。また、ブロック土留めを施工するため土砂流出等はなく、周辺農地の営農状況に支障を来すことはないと思われま。事業計画について隣接所有者に確認したところ、説明を受けて了解をしているとのことでした。また、申請地は土地改良受益地ではありません。権利者は現在、単身赴任をしており、住まいは賃貸マンションに居住しているが、親戚から申請地への使用貸借を受けて専用住宅及び車庫を新築し、親子4人の住まいとしたいとの理由もあり、必要性についても認められ、あわせて許可後速やかに事業を行うものと判断しました。

これらのことから、立地基準、一般基準ともに、本案件は何ら問題ないものと思われま。

以上で調査報告を終わります。

○岩品会長

担当委員の調査報告が終わりましたので、ただいま報告のありました議案第4号1番から14番及び議案第3号1番の質疑を行います。質疑はありませんか。

○藤崎委員

1番から5番の一時転用の継続申請についてなんですけれど、これは、権利者と義務者の間に耕作者というのが入っていると思うんですが、その方を教えていただきたいんですけど。

○梅澤事務局長

個人名は個人情報なので、これは議事録を公開しなきゃいけませんで、これは言うわけにいかないですが。

○藤崎委員

わかりました。

じゃあ、何でかというのと、これって、5件の権利者に、義務者が地上権で貸しているじゃないですか。当然、義務者1人が直接5件の方と約500平方メートルずつの契約を結んでいるわけであって、当然、間の耕作者が入って、これをファンドみたいな形で、こういう事業をどうでしょうかとやっているように感じるんですけど、その状態がちょっと知りたかったもので。

○宮内主査

こちら、今回の5件で申請が上がっているのですが、実際には、こちらの太陽光の分譲としまして、以前1筆約7,500平方メートル近い農地を大体15区画ぐらいに分筆してございまして、全面はこのダイカンドラを耕作してございまして、その耕作は、太陽光の設備を経営する会社の代表で、社長個人が農家資格を取得して、こちらを生産しているということになってございまして。その土地を15区画に分けてございまして、発電事業者さんも15人の方がございまして。この耕作をしてございまして、現在、参考までに申し上げますと、住野地区、西林地区、山田台地区、沖地区、あと、真井原地区で、実際、同じような状況で耕作してございまして。生産状況としまして、この耕作者が八街市全体で耕作してございまして、そこで、ダイカンドラの生産状況と、販売状況がどうかというところを判断して調査した結果、こちらの販売ルートというのが、この耕作者の会社に卸していくという状況で決算報告もあり、売り上げも出てござい

ということになっております。現在の農地の営農型の太陽光の指針上、または、農地法の規制上、とりあえずは農地を荒らさない、減収がないというところで確定申告書の書類を精査することになっており、耕作者個人の営農成績というものは、結局のところ会社が全部買い取っている訳なので、減収はないという判断をしているところであります。

○藤崎委員

わかったようでわからないようなんですけれど。実際には義務者が農地として権利者に貸しているわけではなくて、その耕作者に貸しているという感覚でいいんですよね。

○宮内主査

そうです。土地自体はそうですね、所有者さんがあくまでも上で地上権を設定しているのは太陽光の事業者さんだと。ただ、条件として耕作者がだめだと太陽光の事業自体もだめになってしまうという3者間の契約になっております。ですから、所有者さんとあくまでも所有者さんは、太陽光をやっている方との土地の貸し借りというか、地上権の設定ということになっております。

○藤崎委員

わかりました。

もう1点なんですけど、一時転用の継続申請というのは回数の上限はあるのですか。

○宮内主査

一時転用の上限は最大3年というふうになっております。

○藤崎委員

その継続の回数の。

○宮内主査

ですから、この案件は太陽光をやり続ける限り、一時転用の許可を申請するのに3年ごとでずっと来ていますので。今、この住野地区が3年を迎えていますが、少し記憶にあると思いますが、西林の地区も結構同じようなことでやっておりますので、そのうち、年明け頃からまた少しずつ入ってくると思われます。

○藤崎委員

それはだから、例えば、10回、3年ずつをやることも可能という解釈でよろしいですか、一時転用などで。

○宮内主査

はい、そのとおりです。30年継続となると、3年ごとに10回申請することになります。

○藤崎委員

わかりました。

以上です。

○岩品会長

ほかに何かございますか。

(「質疑なし」の声あり)

○岩品会長

質疑がなければ、質疑を打ち切り、採決します。

最初に、議案第4号1番について、許可相当で決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

(挙手多数)

○岩品会長

挙手多数ですので、1番については許可相当で決定します。

次に、議案第4号2番について、許可相当で決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

(挙手多数)

○岩品会長

挙手多数ですので、2番については許可相当で決定します。

次に、議案第4号3番について、許可相当で決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

(挙手多数)

○岩品会長

挙手多数ですので、3番については許可相当で決定します。

次に、議案第4号4番について、許可相当で決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

(挙手多数)

○岩品会長

挙手多数ですので、4番については許可相当で決定します。

次に、議案第4号5番について、許可相当で決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

(挙手多数)

○岩品会長

挙手多数ですので、5番については許可相当で決定します。

次に、議案第4号6番について、許可相当で決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員ですので、6番については許可相当で決定します。

次に、議案第4号7番について、許可相当で決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員ですので、7番については許可相当で決定します。

次に、議案第4号8番及び関連します議案第3号1番について、許可相当で決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員ですので、議案第4号8番及び関連します議案第3号1番については許可相当で決定します。

次に、議案第4号9番について、都市計画法との調整を条件に許可相当で決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員ですので、9番については条件付き許可相当で決定します。

次に、議案第4号10番について、許可相当で決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員ですので、10番については許可相当で決定します。

次に、議案第4号11番について、許可相当で決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員ですので、11番については許可相当で決定します。

次に、議案第4号12番について、許可相当で決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員ですので、12番については許可相当で決定します。

次に、議案第4号13番について、許可相当で決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員ですので、13番については許可相当で決定します。

次に、議案第4号14番について、許可相当で決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員ですので、14番については許可相当で決定します。

会議中ですが、ここで15分間の休憩をいたします。

休憩 午後4時05分

再開 午後4時20分

○岩品会長

それでは、会議を再開します。

それでは、議案第5号、農用地利用集積計画（案）の承認についてを議題とします。

事務局、説明願います。

○齋藤主査

ご説明いたします。

議案書9ページをごらんください。議案第5号、農用地利用集積計画（案）の承認について、ご説明いたします。

本件につきましては、平成30年6月20日付で八街市長から、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画の承認を求められております。

番号1、所在、朝日字梅里、地目、畑、面積269平方メートルほか1筆、計2筆の合計面積1,072平方メートル。利用権の種類は賃貸借。期間は3年、新規です。

番号2、所在、八街字笹引、地目、畑、面積3,047平方メートルのうち1,000平方メートルほか1筆、計2筆の合計面積5,000平方メートル。利用権の種類は賃貸借。期間は3年、再設定です。

番号3、所在、吉倉字広田、地目、田現況畑、面積2,249平方メートルほか1筆、計2筆の合計面積2,308平方メートル。利用権の種類は賃貸借。期間は5年、新規です。

番号4、所在、吉倉字広田、地目、田現況畑、面積2,320平方メートル。利用権の種類は賃貸借。期間は5年、新規です。

番号5、所在、砂字瀬田入、地目、畑、面積2,347平方メートル。利用権の種類は使用貸借。期間は3年、新規です。

番号6、所在、上砂字大峠、地目、畑、面積3,937平方メートルのうち3,500平方メートル。利用権の種類は賃貸借。期間は5年、再設定です。

番号7、所在、滝台字板橋、地目、畑、面積1,139平方メートルほか8筆、計9筆の合計面積1万1,508平方メートル。利用権の種類は賃貸借。期間は3年、新規です。

番号8、所在、滝台字板橋、地目、畑、面積1,486平方メートルほか3筆、計4筆の合計面積3,964平方メートル。利用権の種類は賃貸借。期間は5年、再設定です。

番号9、所在、滝台字板橋、地目、畑及び雑種地現況畑、面積1,983平方メートルほか2筆、計3筆の合計面積3,829平方メートル。利用権の種類は賃貸借。期間は5年、再設定です。

番号10、所在、八街字桃園、地目、畑、面積4,308平方メートルほか2筆、計3筆の合計面積1万平方メートル。利用権の種類は賃貸借。期間は10年、新規です。

番号11、所在、八街字神林、地目、畑、面積7,284平方メートルほか1筆、計2筆の合計面積1万4,650平方メートル。利用権の種類は使用貸借。期間は10年、新規です。

番号12、所在、東吉田字平井、地目、畑、面積1,190平方メートル。利用権の種類は賃貸借。期間は10年、新規です。

番号13、所在、東吉田字平井及び鶴ヶ沢入、地目、畑、面積1,768平方メートルほか1筆、計2筆の合計面積3,537平方メートル。利用権の種類は賃貸借。期間は10年、新規です。

番号14、所在、富山字富山、地目、畑、面積1,487平方メートルほか2筆、計3筆の合計面積6,993平方メートル。利用権の種類は賃貸借。期間は5年、新規です。

番号15、所在、大関字富山、地目、畑、面積934平方メートル。利用権の種類は賃貸借。期間は5年、新規です。

番号16、所在、大関字富山、地目、畑、面積801平方メートル。利用権の種類は賃貸借。期間は5年、新規です。

番号17、所在、大関字富山、地目、畑、面積230平方メートルほか2筆、計3筆の合計面積1,316平方メートル。利用権の種類は賃貸借。期間は5年、新規です。

番号18、所在、大関字富山、地目、畑、面積801平方メートル。利用権の種類は賃貸借。期間は5年、新規です。

番号19、所在、大関字富山、地目、畑、面積5,315平方メートルのうち4,678平方メートル。利用権の種類は賃貸借。期間は5年、新規です。

番号20、所在、大関字富山、地目、畑、面積718平方メートル。利用権の種類は賃貸借。期間は5年、新規です。

番号21、所在、大関字富山、地目、畑、面積718平方メートル。利用権の種類は賃貸借。期間は5年、新規です。

ただいまご説明いたしました番号1から21までの案件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。

以上でございます。

○岩品会長

議案の説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

(「質疑なし」の声あり)

○岩品会長

質疑がなければ、質疑を打ち切り、採決します。

議案第5号について承認することに賛成の委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員ですので、議案第5号は承認することに決定します。

次に、議案第6号、農用地利用配分計画(案)の承認についてを議題とします。

事務局、説明願います。

○齋藤主査

議案書15ページをごらんください。議案第6号、農用地利用配分計画（案）の承認について、ご説明いたします。

本件につきましては、平成30年6月20日付で八街市長から、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定により、農用地利用配分計画（案）の意見を求められております。

番号1、所在、八街字桃園、地目、畑、面積4,308平方メートルほか2筆、計3筆の合計面積1万平方メートル。利用権の種類は賃借権。期間は認可の公告日から平成40年7月11日まで、新規です。

番号2、所在、八街字神林、地目、畑、面積7,284平方メートルほか1筆、計2筆の合計面積1万4,650平方メートル。利用権の種類は使用貸借。期間は認可の公告日から平成40年7月11日まで、新規です。

番号3、所在、東吉田字平井及び鶴ヶ沢入、地目、畑、面積1,768平方メートルほか2筆、計3筆の合計面積4,727平方メートル。利用権の種類は賃借権。期間は認可の公告日から平成40年7月11日まで、新規です。

番号4、所在、富山字富山及び大関字富山、地目、畑、面積1,487平方メートルほか11筆、計12筆の合計面積1万6,959平方メートル。利用権の種類は賃借権。期間は認可の公告日から平成35年7月11日まで、新規です。

ただいまご説明いたしました番号1から4番につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の各要件を満たしているものと考えます。

以上でございます。

○岩品会長

議案の説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○岩品会長

質疑がなければ、質疑を打ち切り、採決します。

議案第6号について承認することに賛成の委員の挙手をお願いします。

（挙手全員）

○岩品会長

挙手全員ですので、議案第6号は承認することに決定します。

次に、報告第1号から第3号についてを議題とします。

事務局、説明願います。

○宮内主査

議案書17ページをごらんください。それでは、報告第1号、農地法施行規則第29条第1号の規定による農地転用の届出について、ご説明いたします。

番号1、所在、東吉田字平井地先、地目、畑、面積2,230平方メートルのうち142.

07平方メートルです。転用目的は農業用倉庫用地です。事業内容は、農機具等を保管するために、当該申請地に農業用倉庫を建築するものです。

引き続き齋藤主査がご説明いたします。

○齋藤主査

ご説明いたします。

議案書18ページをごらんください。報告第2号、農用地利用集積計画の中途解約に係る通知について、ご説明いたします。

番号1、所在、朝日字梅里、地目、畑、面積2,168平方メートル。合意の成立日、平成30年5月15日。土地引渡時期、平成30年6月1日です。

番号2、所在、小谷流字牛ヶ池尻、地目、畑、面積5,985平方メートル。合意の成立日、平成30年5月31日。土地引渡時期、平成30年6月30日です。

番号3、所在、八街字別ヶ野、地目、畑、面積3,662平方メートルのうち3,000平方メートル。合意の成立日、平成30年3月1日。土地引渡時期、平成30年3月31日です。

番号4、所在、八街字別ヶ野、地目、畑及び公衆用道路現況畑、面積181平方メートルほか7筆、計8筆の合計面積2,291平方メートル。合意の成立日、平成30年3月1日。土地引渡時期、平成30年3月31日です。

引き続き、議案書19ページをごらんください。報告第3号、特定農地貸付規定の一部変更（軽微変更）の届出について、ご説明いたします。

番号1、所在、八街字三角地、地目、畑、面積7,282平方メートルのうち990平方メートル。変更内容、特定農地貸付規定の一部変更。

番号2、所在、文違字文違野、地目、畑、面積1,070平方メートルのうち663平方メートル。変更内容、特定農地貸付規定の一部変更。

番号3、所在、八街字九十九路、地目、畑、面積2,076平方メートルのうち514.8平方メートルほか1筆、計2筆の合計面積1,029.6平方メートル。変更内容、代表者の変更及び特定農地貸付規定の一部変更。

番号4、所在、八街字九十九路、地目、畑、面積2,076平方メートルのうち482.4平方メートルほか1筆、計2筆の合計面積964.8平方メートル。変更内容、代表者の変更及び特定農地貸付規定の一部変更。

番号5、所在、八街字南富士見、地目、畑、面積5,576平方メートルのうち1,240平方メートル。変更内容、特定農地貸付規定の一部変更。

番号6、所在、八街字元光明坊、地目、畑、面積3,464平方メートルのうち300平方メートルほか2筆、計3筆の合計面積1,000平方メートル。変更内容、特定農地貸付規定の一部変更。

以上でございます。

○岩品会長

ただいまの報告第1号から第3号については報告事項でありますので、事務局の説明をもつ

て終了しますが、何かご質問等がございますか。

(「質疑なし」の声あり)

○岩品会長

質問がなければ、本日の議題の審議は全て終了しました。

事務局にお返しします。

○梅澤事務局長

閉会を宣す。(午後4時37分)

議事録署名人

議 長

5 番

6 番